

(陳受28第10号)

武蔵野市議会議員及び武蔵野市職員による動物殺処分施設の視察を求めることに関する陳情

受理年月日

平成28年2月15日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

陳情の要旨

動物殺処分施設において日々行われていることは、ナチスドイツと何ら変わらぬ残虐非道なものである。

このことを、生々しくかつての陳情で述べてきたが、少しも伝わっていないようである。まして、我が国では、人ごと感覚の無関心が蔓延しており、自身のことであればささいなことでもさんざん騒ぎ立てるが、そうでなければ、甚大なことでも何食わぬ様態で無視するのである。つまり、他人が飼っていた動物または野良もしくは野生のものであれば、どうしてもよく思う相当に残念な人種なのである。

これは、飼い主のみならず、行政及び議会にも共通する問題であり、法令及び例規の改正に当たって甚だ無関心であり、または確信犯で面倒くさがり、もしくは無視貫徹をしでかしてきた政治家にも責任がある。あまたの動物愛好家による反対運動を黙殺してきたのである。

その結果、今でも強制収容所のごとく、非道な殺りく行為が繰り返されている。

焼却済みの遺骨は、亡がらの類いではなく、あくまで産業廃棄物として処理される。

人ごと感覚の無関心病に罹患した日本国民には、感覚へ訴えかけて、無理やりにでも当事者意識を植えつけねばならない。

そして、この不幸の連鎖を止めるべく法令及び例規の改正へ踏み込ませるためにも、市及び関係機関の職員並びに市議会議員による、動物愛護センターまたは保健所等の動物殺処分施設の視察を、恒例のものとして行うことが妥当と思料される。

以上の趣旨から、議員及び職員による動物愛護センターまたは保健所等の動物殺処分施設の視察を恒例のものとして行うことを、市及び関係機関並びに市議会に働きかけることを求める。